

「学校納付金収納管理サービス運営業務」に係る質問に対する回答

| No. | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|--|
| 1 | 実施要領 P.1 2. 業務の概要 (3) 予定価格 | 令和7年1月分～令和7年3月分のサービス使用料として、10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度額とするとありますが、サービス使用料とは契約金額のことでしょうか。 | (3)のサービス使用料とは、実施要領6.(3)＜見積価格提案書＞に記載する額であり、当該額を契約金額とすることを基本としますが、候補者特定後に業務の内容及び契約条件の詳細について協議をし、改めて契約金額を決定します。 |
| 2 | 実施要領 P.1 2. 業務の概要 (3) 予定価格 | 予定価格として令和7年1月～3月分のサービス使用料が記載されていますが、学校へのシステム導入時期や保護者の登録開始時期等がご教示いただければと存じます。 | 学校へのシステム導入時期は令和7年1月下旬を予定しています。 事前登録手続き等は、可能な限り年度内に開始することを予定しています。 |
| 3 | 実施要領 P.2 3. 参加資格要件 (2) 共同事業者の場合(構成員の中から代表事業者を選定すること) | 「代表事業者」の選定条件はございますでしょうか。貴市と直接契約を締結する事業者の認識でよろしいでしょうか。 | 代表事業者の選定条件は設けていませんが、共同事業者の代表としてサービスを適切に責任をもって提供できる事業者としてください。 なお、代表事業者が仙台市と直接契約を締結する事業者となります。 |
| 4 | 実施要領 P.3 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (1) 参加表明書の提出 | 共同事業者で参加する場合は、代表事業者の担当者の情報のみ記載し、構成員の担当者情報は不要でよろしいでしょうか。 | 代表事業者の担当者の情報のみ記載し、構成員の担当者情報は不要です。 |
| 5 | 実施要領 P.3 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (2) 提案書、見積価格提案書等の提出 | 共同事業者について本事業を提供するために、決済代行会社を介する必要がある場合、決済代行会社も共同事業者に含まれますか？ | 決済代行会社は共同事業者に含まれる必要はありません。 なお、決済代行事業者を介するサービスの場合は、当該事業者名やサービスとの関わりについて、提案書に記載してください。 |
| 6 | 実施要領 P.3 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (2) 提案書、見積価格提案書等の提出 (ウ)⑧ | 共同事業者で参加する場合は、代表事業者のみの提出で問題ございませんでしょうか。 | 代表事業者のみの提出となります。 |
| 7 | 実施要領 P.3 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (2) 提案書、見積価格提案書等の提出 (ウ)⑨ | 「サービス運営事業者は、次の認証のいずれかを取得していることが分かる認証書の写し(1部)(ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001(ISMS)、ISO/IEC27017等)」と記載がございますが、共同事業者で提案をする場合、運営事業者1社のみが取得していればよろしいでしょうか。それともどちらも取得している必要がありますでしょうか。 | 運営事業者の取得が必要です。 |
| 8 | 実施要領 P.4 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出書の作成方法 <提案書> (ア) | 製本方法について指定はございますでしょうか。 | 指定はありません。 |
| 9 | 実施要領 P.4 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出所の作成方法 <提案書> (ア) | <提案書>の提出様式・ページ数について「A3判の折り込みは可とする」とありますが、A3判を折込みで入れた場合、A3見開き1枚の資料は、1ページとカウントしますか？ | 1ページとカウントします。 |
| 10 | 実施要領 P.4 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出所の作成方法 <提案書> (エ) | 手数料について「※手数料とは、保護者の支払いの都度発生する費用である。」とありますが、手数料は都度保護者が負担することを想定されていますか？ | 都度保護者が負担することを想定していますが、実施要領7.(2)審査基準のとおり、低い金額になるよう工夫がされているかを評価基準に入れています。 |
| 11 | 実施要領 P.4 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出書の作成方法 <提案書> (エ) | 積算時に事前に導入予定校を把握しておきたく、学校一覧リストを共有いただくことは可能でしょうか。 | 仙台市ホームページの「市立学校一覧」ページをご覧ください。 https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/shiritsu/index.html |
| 12 | 実施要領 P.4 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出書の作成方法 <提案書> (オ) | 押印は代表事業者のみでよろしいでしょうか。また提案書への押印場所に指定はございますでしょうか。 | 押印は代表事業者のみとなります。 正本の表紙に事業者名を記載し、押印してください。 |

「学校納付金収納管理サービス運営業務」に係る質問に対する回答

| No. | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| 13 | 実施要領 P.5 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出所の作成方法 <見積価格提案書> (ア) | <見積価格提案書> のサービス使用料について サービス使用料には、手数料を含まないでしょうか？ | 決済手数料は含みません。 |
| 14 | 実施要領 P.5 6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出書の作成方法 <見積価格提案書> (ア) | 「サービス使用料:初期費用(利用開始にあたって必要な諸費用を含む)+ 1年間の使用料総額 × 12分の3 とする。」とありますが、 ・保護者に係る手数料は含まず、R7年3月31日までに発生する貴市負担のシステム利用料を想定しておりますでしょうか。 ・保護者負担か貴市負担かを選択できる費日は本見積りに含めない認識でよろしいでしょうか。もし貴市負担とする場合、「実施要領 2. 業務の概要 (3) 予定価格」における限度額の観点から「6. 参加表明書及び提案書等の提出 (3) 提案書等提出書の作成方法 <提案書> (エ) 記載内容 ② サービス提供期間を1年間とした場合の使用料総額 (初期費用は含めないこと) の詳細な内訳 (計算方法等)」の方で費用計上してもよろしいでしょうか。 | その通りです。 保護者の支払いの都度発生する手数料以外は本市負担を想定しています。 内訳が分かるよう使用料総額に計上してください。 |
| 15 | 実施要領 P.5 7. 候補者の特定について (2) 審査基準 (イ) | サービスの品質、安定稼働の観点において、母体となるアプリケーション・プラットフォームの導入実績数も評価対象となり得ますでしょうか。 あわせて、遂行能力・事業継続性の観点において、事業者の財務健全性なども評価対象になり得ますでしょうか。 | 今回の提案範囲である「集金機能」としての導入実績が評価対象となりますので、それが分かるように提案書に記載してください。 |
| 16 | 実施要領 P.6 7. 候補者の特定について (2) 審査基準 (ウ)、(カ) | (ウ) サービス使用料額は低廉かという項目と、 (カ) 見積価格の妥当性の項目はどのような違いがありますか？ | (ウ) は、実施要領 6. (3) (エ) のサービス提供期間を1年間とした場合の使用料総額をいい、主に次年度以降の使用料を評価するもので、(カ) は、サービスを導入する今年度について、評価するものです。 |
| 17 | 実施要領 P.6 7. 候補者の特定について (2) 審査基準 (オ) | 有益な提案について 「収納金を各学校の複数の口座へ振り分けて入金できる」と例示がありますが、振り分ける口座数によって見積金額が変動します。 各校平均していくつの口座に振り分けると想定したら良いでしょうか？ 参考として、現在、各校で振り分けられている口座数も教えてください。 | 1つの学校口座への入金を想定していますが、複数口座に対応できる場合等については、有益な提案としてご提案ください。 |
| 18 | 実施要領 P.6 7. 候補者の特定について (2) 審査基準 (オ) | 有益な提案を行うにあたり、差し支えなければ仙台市内の小中学校で導入されている校務支援システムを教えてください。 | 株式会社EDUCOMのC4thです。 |
| 19 | 要求水準書 P.1 3. 契約期間 | 業務契約締結の日から令和7年3月31日までの契約に関して、当該期間内での集金回数は何回を想定されますでしょうか。 | 例年、この時期は集金がほぼ終了しているので、令和7年3月31日までは、学校へのシステム導入や保護者登録が主となるものと考えています。 |
| 20 | 要求水準書 P.1 4. 業務の概要 | 保護者等がスマートフォン等を使って支払い手続きができるかとありますが、支払い手続きとは具体的にどのような処理を行うことでしょうか。また、Webサイトやアプリ等を活用した処理を想定されてますでしょうか。その場合、保護者等においてはWebサイトやアプリ等の利用が必須となるということでしょうか。 | Webサイトまたはアプリを通じて、オンライン決済処理を行うことや、口座振替の口座登録を行うことを想定しています。 その場合、保護者等においてはWebサイトまたはアプリ等の利用が必須となります。 |
| 21 | 要求水準書 P.1 5. 保護者等の支払い方法 (1) 保護者等からの集金 | 保護者等は請求情報を受け取る都度、支払い方法（クレジットカード決済、口座直結決済、口座振替、コンビニ決済）を選択して支払う事ができるという運用を想定してますでしょうか。 | 複数の支払い方法が用意されている場合は、その通りです。 なお、一度選択した支払方法について、次回以降、簡易に手続きできることが望ましいものと考えています。 |

「学校納付金収納管理サービス運營業務」に係る質問に対する回答

| No. | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 22 | 要求水準書 P.1 5. 保護者等の支払い方法 (1) 保護者等からの集金 | コンビニ決済には主に以下の方法がありますが(①～③)、いずれの方法を想定されていますでしょうか。 ①スマートフォンに表示されたバーコードやQRコードをコンビニ端末で読み取り、出力した用紙をレジに提示し支払う。 ②スマートフォンに表示されたバーコードやQRコードをレジに提示し支払う。 ③コンビニ支払用のバーコードやQRコードが印刷された払込票を郵送し、当該払込票をレジへ提示し支払う。 | ①または②を想定しています。 |
| 23 | 要求水準書 P.2 6. 機能要件 (1) 基本要件 (オ) | 保護者等が利用する画面とありますが、保護者等がPCやスマートフォンを使ってどのような操作や処理を行うことを想定していますでしょうか。 | 利用者登録、請求や催促に関するメッセージの受取確認、オンライン決済操作、口座振替の場合は口座登録、支払履歴や支払結果の確認等を想定しています。 |
| 24 | 要求水準書 P.2 6. 機能要件 (1) 基本要件 (カ) | 「請求や督促等のメッセージ送信機能と集金機能が一体になっていること、又は他のサービスと連携することによって当該機能の一体的な提供が可能であること。」とありますが、事務負担を軽減するという事業目的の観点において年次更新作業時や転入転出時に、児童生徒の名簿の同期が取れていることが望ましいと考えます。名簿更新作業はそれぞれのシステムについて学校側で実施する想定でしょうか。 | 名簿更新作業はそれぞれのシステムについて学校側で実施する想定です。 自動的に名簿が同期できる仕組みがある場合は、有益な提案としてご提案ください。 |
| 25 | 要求水準書 P.2 6. 機能要件 (4) 利用者登録 (利用者画面) (ア) | 利用者登録は保護者等のみが行うものであり、学校の教職員等の方々は行わないという認識でよろしいでしょうか。 | 利用者登録は保護者等のみが行います。 利用者登録に先立って、児童生徒名簿登録は学校の教職員が行います。 |
| 26 | 要求水準書 P.2 6. 機能要件 (5) 請求機能 (ア) | 請求情報を個別送信するとありますが、どのような場合に個別送信するのでしょうか。 | 請求金額や時期が異なる等により、選択して送信することを想定しています。 |
| 27 | 要求水準書 P.2 6. 機能要件 (6) 支払機能 (ア) | 「保護者等は届いたメッセージを通じて、支払いができること。」とありますが、徴収金額の事前案内および未納時の督促連絡により、保護者に支払金の準備を促す機能はこれに該当する理解でよろしいでしょうか。 | 該当します。 |
| 28 | 要求水準書 P.3 6. 機能要件 (6) 支払機能 (イ) | 「保護者等の支払方法は、キャッシュレス決済又はコンビニ決済であること。」とありますが、口座振替以外でのサービス提案をする場合、保護者の能動的な支払対応が前提となりますが、未対応家庭による未収金発生時のバックアップについては学校側、メーカー側どちらで対応する想定でしょうか。 | 学校側が対応する想定です。 |
| 29 | 要求水準書 P.3 6. 機能要件 (6) 支払機能 (ウ) | 「保護者等は、利用者画面で支払い状況の確認ができること。」とありますが、口座振替において、引き落とし日と金額を記載した事前通知が届くこと、加えて引き落とし失敗の場合にのみ通知メッセージが届く運用も可と解釈してよろしいでしょうか。 | ご提示いただいた運用も可とします。 |
| 30 | 要求水準書 P.3 6. 機能要件 (6) 支払機能 (エ) | 業務契約締結の日から令和7年3月31日までの契約に関して、当該期間内に各学校へ収納金の支払いを行う必要があるでしょうか。 | 例年、この時期は集金がほぼ終了しているので、令和7年3月31日までは、学校へのシステム導入や保護者登録が主となるものと考えています。 |
| 31 | 要求水準書 P.3 6. 機能要件 (7) 収納管理機能 (ア) | 「リアルタイムに保護者等の請求状況、支払状況が一覧で確認できること。」とありますが、口座振替の仕組み上、金融機関からの結果反映に4営業日程要しますが運用上問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 32 | 要求水準書 P.3 6. 機能要件 (7) 収納管理機能 (ウ) | 「上記の(ア)、(イ)に記載した内容について、エクセルファイル又はCSVファイルにて一括ダウンロードができること。」とありますが、CSV出力後にデータを絞り込む運用も可と解釈してよろしいでしょうか。 | CSV出力後にデータを絞り込む運用も可とします。 |

「学校納付金収納管理サービス運営業務」に係る質問に対する回答

| No. | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|---|
| 33 | 要求水準書 P.4 8. サービスの運用保守 (1) 運用・保守要件 (ウ) | 「一般的なバージョンアップ(機能拡張)」とありますが、こちらは本提案内における機能およびプランに関する機能強化を対象としたものであり、提案範囲に含まれない機能及びプランの追加に関しては該当しない認識でよろしいでしょうか。 | 提案範囲に含まれない機能及びプランの追加に関しては該当しません。 |
| 34 | 要求水準書 P.4 9. サービスの運用サポート (1) 学校への利用説明 | 操作説明会については、1校1校に説明をする事をご想定されておりますでしょうか？ | 操作説明会は、対面での集合研修もしくはオンラインでの集合研修を想定しています。 |
| 35 | 要求水準書 P.5 10. 費用負担の考え方 | 「収納金の入金に係る振込手数料」について、サービス範囲で発生しうる手数料（保護者→学校への引き落とし手数料）の記載で問題ないでしょうか。 | 保護者から引き落とした金額を学校口座に入金する際に発生する入金手数料です。 |
| 36 | 要求水準書 P.5 10. 費用負担の考え方 | 契約金額には決済手数料は含まないという認識でよろしいでしょうか。 | 契約金額には決済手数料は含みません。 |
| 37 | 要求水準書 P.5 12. 特記事項 (6) | 提案するサービスが、銀行などの金融機関との接続・連携を担う決済代行会社との提携で成り立っている場合、再委託に該当しますでしょうか。 該当する場合、再委託申請書類のフォーマット及び提出方法、提出期限についてご教示ください。 | 金融機関や決済代行会社は再委託には該当しません。 |
| 38 | 要求水準書 P.5 12. 特記事項 (6) | 業務の再委託について 「ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、本市の書面による承認を得た場合はこの限りでない。」とありますが、本事業を提供するために、決済代行会社を介する必要がある場合、事前に書面で申請することで委託することは可能ですか？また、書面での事前申請はどのタイミングで行うことになりますか？ | 決済代行会社は再委託には該当しません。 |